

「中国残留日本人孤児」国家賠償請求・鹿児島訴訟の記録(4)

小 栗 実

はじめに

1 原告の主張

- (1) 訴訟の提起
 - (2) 先行行為としての歴史的事実
 - (3) 政府の不作為の違法性 (以上、法学論集42巻1・2号)
 - (4) 原告の受けた損害
- ## 2 被告＝国の主張 (以上、法学論集43巻1号)
- ## 3 「残留孤児」の陳述 (以上、法学論集43巻2号)
- ## 4 「残留孤児」に対する尋問
- ## 5 訴訟支援の運動 (以下、本号)
- (1) 訴訟の提起まで
 - (2) 訴訟を支援した人々
 - (3) 「かごしま孤児を支える会」の活動
 - (4) 全国の判決をうけて (以下、次号)
 - (5) 新支援法の制定へ

5 訴訟支援の運動

この章では、「中国残留日本人孤児」訴訟を支えた運動について紹介する。「中国残留日本人孤児」国家賠償請求訴訟は国家賠償の是非をめぐる法廷での争いだけでなく、政府のこれまでの残留邦人政策の変更を要求する「政策形成訴訟」の内容をもっていた。したがって、その概要を知るためには、法廷外の訴訟運動についてもしっかりと目を向ける必要がある。

鹿児島での訴訟運動自体は、政府との交渉や国会請願など直接に政策変更

関わる運動であったとはいえない（何人かの代表が上京し、国会請願に参加した。）が、少なくとも新支援法制定に至る全国の運動の一環を形づくっていたことは間違いない⁽¹⁾。そこで、ここでは、鹿児島訴訟を支えた運動を紹介しておきたい。

（１）訴訟の提起まで

訴訟以前のできごとを簡単に整理する。中国地域からの邦人の引揚げは、日本赤十字や中国紅十字会などの民間ベースを中心に1958年まで集団引揚げが断続的に行われ、その後、個別に引揚げが行われてきたにすぎなかった。しかし、1972年9月29日の日中国交正常化を契機として、民間団体による調査が始まって、「中国残留孤児」問題がクローズアップされるようになった。政府も1981年から集団訪日調査を行うことになり、この調査は99年まで30次にわたった。日本での身元が判明した者、身元が判明しなかった者を含めて、2009年10月1日現在の中国からの永住帰国者は6396名（うち「残留孤児」2536名、「残留婦人」等3860名。家族も含めた総数は20510名）、一時帰国した者は5729名（家族も含めると9549名）となっている（厚生労働省調べ）⁽²⁾。

帰国した「中国残留日本人孤児」の生活支援が早急に取り組むべき政治的な課題となった。1994年4月に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」（平成6年法律第30号）が制定された。

しかし、94年支援法（以下、旧支援法とよぶ）は、「中国残留日本人孤児」の生活保障という点では多くの欠陥をもっていた。

第1条で「この法律は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等の置かれている事情にかんがみ、これらの者の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的とする。」と掲げて、「本邦への帰国を希望する中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するため、必要な施策を講ずる」（第3条）こと、「永住帰国した中国残留邦人等の地域社会における早期の自立の促進及び生活の安定を図るため、必要な施策を講ずる」（第4条）ことを国及び地方公共団体に求めていた。

しかし、その支援策は帰国者の生活実態に十分かなう具体的なものではな

かった。支援策として法に掲げられているものは「永住帰国旅費の支給」（第6条）、「自立支度金の支給」（第7条）、日本語の習得を援助することを含めた「生活相談」（第8条）、「住宅の供給の促進」（第9条）、職業訓練の実施、就職のあっせんを含めた「雇用の機会の確保」（第10条）、中国残留邦人とその家族が必要な教育を受けることができるようにするため、就学の円滑化、教育の充実等のための「教育の機会の確保」（第11条）、「就籍等の手続に係る便宜の供与」（第12条）などだった。日本語もほとんどできない帰国者にとってみれば、一時的な資金援助や雇用の紹介はあっても、仕事が見つからず、あるいは見つかったも長期に仕事につくことができず、ただちに生活に困窮することになり、人間らしい暮らしをするだけの具体的な支援施策とはいえないものであった。したがって、帰国者の多くが生活保護を受給することになる。

「残留日本人孤児」にとっては、老後の年金の支給の有無も大きな問題だった。そこで、94年11月に旧支援法は一部改正され、「国民年金の特例」が認められ、「永住帰国した中国残留邦人等に係る国民年金法による第一号被保険者としての被保険者期間その他同法に規定する事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。」とする規定が付け加えられた。法改正の結果、政令によって、永住帰国前の期間も国民年金法上の被保険者期間とみなされ、その期間は保険料免除期間とされることが定められた。その結果、永住帰国後60歳まで生活保護を受給し、保険料を支払えなくても、最低2万2千円（国庫が保険料の3分の1相当を負担しているの、満額の6万6千円の3分の1）は支給されることになった。しかし、2万2千円では老後を支えるにとっても十分とはいえなかった。

「残留日本人孤児」が自発的につくった「養父母謝恩の会」や「扶桑同心会」や神奈川の菅原幸助さんが中心になったボランティア団体が老後の生活保障を求めて運動を始めている。2000年10月には厚生労働省孤児対策室との交渉を行っている。そのとき厚生労働省の担当者が言った「足りなければ生活保護で暮らせばいい」という言葉に対する憤りが裁判に至るきっかけになったことが『政策形成訴訟』に記されている⁽³⁾。2001年6月には「中国帰国者の老後生活保障に関する請願」が衆参両院に提出された。

全国的に訴訟への取り組みが始まったのは2001年10月ころからである。東京

や横浜で「残留日本人孤児」と支援グループが訴訟提起を目指して、弁護士との相談を行った。それから訴訟提起に至るまでには、まだ多くの困難があったが、2002年4月21日に「残留孤児」帰国者の会がつくられ、それを母体に同年9月には関東原告団が設立され、12月20日に東京地裁に提訴することになる。

鹿児島では2002年5月18日に「鹿児島県中国帰国者団結会」がつくられた。2004年5月5日、その設立2周年にあたって記念の集まりで鬼塚建一郎会長が活動報告を行っている。それを読むと、鹿児島で訴訟に至る経過がよくわかるので、それを引用しておこう。文中に池田さんと出てくるのは、後に原告全国連絡会代表となる「残留孤児」の池田澄江さんである⁽⁴⁾。

『2002年5月18日、鹿児島県中国帰国者団結会は私たちの中の数人で企画し、設立しました。5月23日、中国帰国者東京連合会会長、池田さんが来鹿しました。私たちはわずか15人が集まり、池田会長の話を聞き、みな深く感動し、その席で、団結会を組織した目的と意義を発表しました。孤児の人権問題、人生損失の賠償問題、老後の生活保障問題を解決するため、政府へ早期解決を要求して闘おうと呼びかけました。そして、団結会設立宣言、会員義務と規則を公開し、多数の孤児仲間が賛成し、次々入会しました。

2002年6月上旬、28名の会員は国家賠償訴訟原告団申込書に記入し、東京に送りました。しかし、東京の弁護士の先生たちは東京と鹿児島の距離を考え、調査や法廷陳述に不便であるとして、私たち28人の名簿と資料を福岡九弁連に転送し、同時に九弁連の池永先生より私に連絡がありました。

私たちは会創設後すぐ、鹿児島県内で署名運動をスタートさせました。その年（H14年）は2670筆余りや署名がよせられました。それ以来ずっと署名活動を続けています。それを通して多くの国民が私たち孤児のことを理解してくれるようになりました。即ち、終戦後日本人の子ともが中国で残留した原因は、日本政府の棄民政策で、政府は自国の子どもを捨て、1万人以上が父母と離散したことです。帰国までの日々は苦しく、辛く、長いでした。帰国してからは、自分の国の言葉が話せません。

私たち団結会の署名活動に熱心ににとりこんでくださった団体は、鹿児島ハルピン倶楽部、鹿児島真宗教団連合、日中友好協会、孤児を支える会、

自由連合谷山健康友の会、ハンセン氏病を考える会、他たくさんの団体です。深く感謝し、厚くお礼申し上げます。公明党国会議員国政対策委員長東順治先生、自由連合国会議員徳田虎雄先生は私たちと面会し、理解してくださり、ありがたく感謝します。

2002年11月5日、私は会を代表して、福岡県中国帰国者人権救済大会に参加しました。九弁連の代表、井上弁護士が、人権救済の必要について講演しました。各県の代表も次々発言し、その共通点は、国策で残留孤児になった、みな捨てられた人間で、人権と人間としての尊厳を無くしてしまったと。私も同じ気持ちであいさつをしました。

11月7日、私と高橋達男は初めて鹿児島弁護士会館に行き、中国残留孤児が人権損害と老後の保障、年金問題など、鹿児島で国賠訴訟したいと訴えました。そのことに対して弁護士の先生たちは了解してくださいました。

11月12日、原告団訴訟名簿と私本人の陳述書を鹿児島弁護士会と鹿児島人権擁護委員会に提出しました。

12月4日、追加書類、高橋と宮坂⁽⁵⁾2人の陳述書、帰国者の状況と人権侵害差別等一覧表を提出しました。

団結会結成後、いろいろな活動と講演、署名運動など、鹿児島弁護士会の諸先生のご理解とご支持をいただき、本当に感謝しています。そして、東京の日弁連、九弁連の諸先生も私たちに関心をよせてくださっています。日弁連の小野寺先生と九弁連の松岡先生は鹿児島に来て、私たち3人に話をしてくださいました。

2003年2月24日、鹿児島中国残留孤児国賠訴訟弁護団長増田博先生と副団長森雅美先生と事務局長笹川竜伴先生始め計18人の弁護団が結成されました。私たちは本当に嬉しく感動しました。感謝の気持ちで一杯です。当時、原告団は28人でした。

3月17日、弁護団有留法律事務所から、原告団28人分の国賠訴訟アンケート調査表を受け取り、皆に配布しました。3月25日私と高橋は調査票を回収し、26日に提出しました。5月以降、生活保護と裁判の経費のことが、よくわからないと脱退する人がでて、原告は21人になりました。』

このように2002年5月ころから訴訟に向けた動きが始まっている。5月23日の池田澄江さんとの懇談をきっかけに運動が本格的に始まり、「団結会」の結成、11月には弁護士会への人権救済という実際の行動に踏み出した。12月6日の朝日新聞朝刊には「“普通の老後”送りたい 人権救済申し立てた中国残留孤児／福岡」という見出しで「敗戦前後の混乱で中国に置き去りにされた中国残留日本人孤児たちのうち、九州で暮らす73人が11月はじめ、九州弁護士会連合会に人権救済を申し立てた。『特別なことを要求しているのではない。当たり前日本人として、老後を生きたい。』そんな、ささやかな願いを口にする県内に住む孤児たちを訪ねた。」というインタビュー記事が掲載されている。

一方、人権救済の申し立てを受けた弁護士の中でも動きが始まっていく。2003年1月27日には東京から小野寺利孝弁護士が来鹿され、青年法律家協会鹿児島支部に属する弁護士・学者と懇談した。鹿児島の弁護士有志も訴訟提起に向けて弁護団づくりなど体制をつくり、訴訟の準備をすすめていくことになる。鹿児島の弁護団は18名の弁護士でつくられた（訴訟の最中に、有留宏泰、野村浩志両弁護士が他界され、訴訟終結時には16名）。弁護団結成の後、弁護団は忙しい日々の業務の中で、20数名の帰国者からの聞き取りを行い、それぞれの事情を把握して原告ごとにまとめ、訴状を作成した。2003年8月20日に鹿児島地裁に訴状を提出した。

（2）訴訟を支えた人々

鹿児島で「残留日本人孤児」支援の活動の中心になったのは、県内の姶良町に住む山下千尋さんだった。山下さんは高校の国語教員として働いた後、83年に鹿児島市が行う日本語教室の講師となり、90年2月から県中国帰国者等援護協力会で日本語講師や自立指導員を勤め、97年からは身元未判明孤児らの身元引受人としても活躍していた。

南日本新聞2000年8月15日夕刊は、「連載【結う】5・負の歴史」と題する特集の中で「中国残留孤児」の劉桂珍さん（当時57歳）とその身元引受人だった山下さん（当時49歳）の記事を載せている。

『劉桂珍（日本名・勝本桂子）は55年前の戦争を覚えていない。3歳のとき、中国東北地方で終戦を迎え、1988年に帰国した中国残留孤児だ。当時、夫のほか、25歳を頭に子供6人を伴い、鹿児島で第二の人生を踏み出した。

言葉が通じず、習慣も異なる故国。「貧乏だから豊かな日本に来たんだ」という冷ややかな目を感じた。「悪いのは私たちではなくて戦争。故郷に帰っただけなのに、なぜこんなに苦しまねばならないのか」

中国の養父母を亡くした劉はその二年前、訪日調査団の一員として来日したが、結局、肉親は名乗りでなかった。

山下千尋は劉の身元引受人だった。特にゆかりがあるわけではなく、孤児の親代わりになる政府の制度。自立に必要とされる3年間、身の回りの面倒をみる。

初めて孤児の生活指導員になったのは劉に出会う前の85年。生活保護の聞き取り調査を通じて、孤児の過酷な体験を知らされた。敵国の子供というだけで受けた数々のいじめ。養父母から厳寒の大地にほうり出され、凍傷で足の指先を失った女性帰国者の身の上話……。

「同じ日本人として痛みを共有することで、少しでも孤児の心の痛みがやわらげば」

当初、「大学で学んだ中国語を話す機会に」と孤児の世話を引き受けた軽い気持ちは消えていた。

山下は、ふさぎ込んでいた帰国直後の劉一家を吹上浜にドライブに誘った。子供たちが公立中に入学する際には学校や教育委員会などに掛け合った。「戦争を知らない若い人に私たちの苦勞が分かるのか」という劉の不安は次第に信頼に変わった。

山下には忘れられない思い出がある。一家四人で劉の自宅（鹿児島市皇徳寺台の県営住宅）に招待されたときのこと。テーブルに並んだ数々の中華料理を残さずたいらげた。全部食べるのが劉に対する礼儀と考えたからだ。

しかし、その後、「中国では客人が食べ終わった後、初めて家族がはしをつけるのが習慣」と知った。「日本風のやり方で気持ちは通じると思っていた自分が恥ずかしかった」

劉は家族を大切にすあまり、日本の社会に溶け込もうとしないように見

えた。一方で、一人暮らしの山下の母に「親子なのになぜ一緒に暮らさないの」と驚いた。文化や家族観には隔たりがあった。

二人は身元引き受けの期間が終わった今も、電話で互いの近況を知らせ合う仲だ。劉は孫を含めて22人に増えた家族に囲まれて暮らしている。

「日本語はまだ苦手だけど幸せ。山下さんは漂流したときに近づいてきた船のよう。私の親であり妹。家族の一員です」

山下が世話をした帰国者は劉を含めて10家族以上。孤児の多くはつらい過去を語りたがらない。山下は、その体験記をまとめたいと思っている。日中の負の歴史を記録にとどめ、新たな平和を築く一助とするためだ。

劉は山下の考えに理解を示す。「残留孤児がなぜ日本に来るのか、と不思議がる人は多い。あの戦争の記憶が風化するのが怖い」

山下千尋さんは、鹿児島県中国帰国者等援護協力会理事を努めていた。「残留日本人孤児」の身元引受人の活動で、2000年10月31日付けで援護事業功労者厚生大臣表彰を受けている。

山下さんは、後に訴訟の原告側証人として法廷に立ち、自分がどうして「残留日本人孤児」を支援するに至ったかを詳細に述べている。

2005年9月27日の第10回口頭弁論で山下千尋さんの意見陳述が行われた。訴訟支援の活動の意味や「孤児」の生活の実態を知るためにも、また支援運動を支えた人々の問題意識を知るためにも重要な内容を含んでいるので、その陳述書を全文紹介したい。

『 陳 述 書

平成17年9月27日

鹿児島地方裁判所 御中

山 下 千 尋

1 はじめに

私は、初めて中国帰国者と出会ったのは昭和59年頃でした。私が中国語を少し話すことが出来るということで、職安で勤務していた知人の紹介で、鹿

児島市地域福祉課が行っている中国帰国者（日本語講座）の日本語講師をして欲しいと言われ、これを引き受けたことからです。当時の私にとって、戦争は遙かに以前の出来事であったので、今だに戦争の影響を受け、年老いてやっと帰国する日本人が存在することに驚きました。昭和59年4月に日本語講座の講師を始め、その後、昭和60年4月に中国引揚者生活指導員を鹿児島県の委託で引き受け、帰国者の生活歴に触れるようになりました。中でも、中国残留孤児の話には衝撃を受けました。当時、私にも2才と5才の娘がいたので、彼等が幼児の時、どんな状況で、どんな気持ちで親と別れざるを得ず、親がどんな気持ちで子供を残して死んでいかざるを得なかったかを思い浮かべると、涙が止まりませんでした。

2 残留孤児の生活

(1) 私は、昭和60年4月、県から頼まれて中国引揚者の生活指導員になりました。当時、私は中国引揚者の中で日本語の出来ない人の通訳や家庭内の相談、役所とのやり取りの仲介などの手伝いをしておりました。それまでは、身元の判明している残留孤児は肉親が引き受ければ帰国できましたが、日本人ではあるが身元の判明しない孤児が沢山帰国してくるということで、昭和63年6月に中国残留孤児を受け入れる施設である中国帰国者自立研修センターが鹿児島にも出来ることになりました。

私は、自立指導員（昭和62年に生活指導員から名称が変わりました）として、研修センターが出来るといふ時の説明会に出席しましたが、国からは残留孤児は生活保護で対応するという説明がありました。それを聞いた時、私はどうして生活保護なのか、それでは中国残留孤児の自立は一体どうなるのか、自立支援の放棄ではないかという不安な気持ちになりました。

(2) 残留孤児は、帰国当初、生活保護を受けながら、日本語学習などをしました。多くの日本人は生活保護受給者を特別の目で見ておりますが、中国人に対する差別意識と相まって、周囲の日本人の孤児達を見る目が差別感に満ちた感じがありました。孤児達と周囲の日本人との理解や交流が進まなかったのは、言葉の壁だけではなく、生活保護で対応した国の政策にもあります。国は、長年中国で日本人として差別されてきた孤児を受け入れるのに、経済的には生活保護でしか対応しないということから、根底に孤児を大切な

人間と考えていないのではないかと思われてなりません。帰国孤児に対し、旧厚生省と県は「生活保護は国民の血税である。働くことが出来ない人が受給できるもので、自立するまでの一時的なものである」と繰り返し指導してきました。その結果、今でも多くの孤児は生活保護を受けるのに引け目や屈辱感を持っております。

3 自立指導員としての仕事

(1) 私は、先にも述べましたが、昭和60年4月から平成6年6月まで、生活指導員（自立指導員）をしておりましたので、このことについて申し上げます。

残留孤児の人達は、日本に帰ってくると、最初は埼玉県の所沢のセンター（昭和63年6月からは福岡県中国帰国者定着促進センター）で4ヶ月間日本語等を学習します。そして、全国各地へ配置されます。本人の希望は受け入れられません。残留孤児には、身元引受人と生活指導員が付きます。身元引受人は、親代わりになることになっており、本人の生活の面倒をみることになっております。大体、1週間に1回くらいの割合で訪問します。自立指導員も孤児の為に1週間に1回くらい孤児を訪問し、生活状況を聞いたり、生活保護の関係のやり取りをしてやったり、病院を紹介したり、時には病院で通訳したりします。病状などが日本語で言えませんから、病院との橋渡しをしたりするのです。

(2) ところで、残留孤児は日本語を話すことは出来ませんから、地域になかなか溶け込むことが出来ません。しかし、孤児も日本人としての誇りがありますから、一生懸命に言葉を覚えようとしします。私もそのお手伝いをしてきましたが、みんな必死に言葉の勉強をします。しかし、年齢が壁になっており、僅かの期間の日本語教育では難しい日本語を習得することなども出来ません。私達自立指導員も言葉を教えたりはするのですが、1週間に1回程度の訪問では、生活状況を聞いたり、その他私的な用事が多く、日本語を教える余裕はあまりないのが実情でした。

(3) 私は、1週間に1度くらい訪問し、1日は大体4時間程度でした。その間、この人達の生活状況を聞いたり、子供達の学校の問題、就職の問題などの話をしたり、生活保護に関連するやり取りや病院へついていったりし、その通

訳などをしてあげるのです。孤児の人達は4ヶ月の日本語教育を受けてきていますが、この程度では挨拶もろくに出来ません。そのため、やり取りを中国語で行うのですが、行き届かないことがあり、十分な世話は出来ません。その後、林国雄さん、原淑子さん、菅野賢恵さん、松江長吉さん、勝本桂子さんの自立指導員になりました。

4 自立研修センター

(1) 昭和63年6月に、鹿児島県に自立研修センターが出来て、主に親族の未判明の孤児らが帰国してきました。その孤児らは福岡市で4ヶ月日本語を勉強し、鹿児島に居住区域が決められた孤児は鹿児島市にある研修センターで8ヶ月勉強するのです。私は、自立指導員として、残留孤児の面倒を従前通り週に1回程度の割合で見ていましたが、その期間は3年で終了するのです。したがって、孤児の人達は自立研修センターで8ヶ月、身元引受人、自立指導員からは3年で社会に放り出されてしまいます。この程度で自立するのは到底無理でした。自立指導員は中国語がある程度話せますが、身元引受人は中国語が出来ない人が殆どです。そのような場合、孤児とのコミュニケーションを取ることがなかなか難しいところがあります。

(2) 私は、平成2年2月に自立研修センターの職員に採用されました。残留孤児は、研修センターで、月曜日から金曜日まで、言葉や生活習慣等の勉強をします。細かい生活の相談などは私達自立指導員がしておりました。残留孤児に対する方針は、生活保護を受けさせながら、一日も早く地域に溶け込み、就職し、自立させるということでした。

5 日本語教育について

そもそも、言葉を学習する脳の言語中枢は4、5歳をピークに次第に低下し、12、13歳で固定化されると言われています。40、50歳に達した孤児たちが祖国の言葉の学習にどんなに苦労したかがうかがわれます。

孤児が帰国すると中国帰国者定着促進センターで4ヶ月、次に居住先に近い中国帰国者自立研修センターで8ヶ月の日本語教育を受けることになっていました。鹿児島にも昭和63年6月から平成14年11月まで自立研修センターがあり、原告のほとんどはここで日本語研修を受けています。私は、昭和59年4月から昭和63年3月まで鹿児島市主催の中国帰国者日本語講座の講師を

し、平成2年2月から平成14年に閉鎖されるまで鹿児島中国帰国者自立支援センターで日本語講師をしました。

自立研修センターでは、確かに教材も立派なものがあり、時間も一日2.5時間、一週間に12.5時間、8ヶ月で412時間のカリキュラムがとってあります。私も講師をして日本語を習得してもらおうと努力をしたつもりですし、孤児も多くの方が懸命でした。しかし、事前に準備をする時間があつたにもかかわらず、裁判の公判で日本語で陳述した人はほとんどいないということが示すように、日本語教育は不十分であつたとしか言いようがありません。

これはまず、帰国が遅れたため、高齢になってから、言葉の学習をしても限界があることを示しています。早期に帰国できてさえいれば、これ程困難な問題にはならなかつたと考えます。いまなお、多くの孤児があいさつをかわす以上の交流ができず、日本社会に溶け込めないでいます。

中国で十分な学校教育を受けられた人はきわめて少なく、中には未就学者もおり、初めて鉛筆を持って学習することの困難さは普通の人の想像を超えたものです。高齢はさらに困難な条件となりました。ほぼ1年学習してもきちんとと言えるのは名前と挨拶程度の人もいます。

また、孤児の中には家族を呼び戻すためにできるだけ早く仕事に就かなければと自立研修センターでの学習も途中で切り上げて言葉が不自由なまま就労を始めなければならなかつた人もいます。

いずれにしても、孤児のためには日本語教育の時間が短すぎると考えざるを得ません。もっときめ細かく、その人にあつた日本語教育を時間をかけて行うべきだつたと考えます。

6 就労について

ほとんどの人が、言葉が不自由な状態で、自立を促され、就労することを求められました。ほとんど強制的に就労を勧められたといつてもよいほどです。自立研修センターでの研修が終わると仕事が出来るとみなしてしまう傾向にありました。

病気だといつても、仮病だといわれたこともあつたようです。自立を促されることと、多くの人は子供を呼び寄せなければならないため、日本語で挨拶程度しかできない状況で働かざるを得ませんでした。

中国の学歴、職歴は日本の制度では尊重されず、生かすことができません。言葉は不自由、日本の労働現場はわからないとなると、結局、何の仕事でもいいということになります。中国で社会的な地位にあっても帰国後は全く異なった境遇で働くことになった人の精神的苦悩はどんなものだったのでしょうか。気の毒でなりません。働くことは本人に大きな緊張とストレスを生じさせ、雇う側には意思の疎通がうまくできず、当然多くの困難が予想されます。自立指導員も毎日現場に付き添うことは不可能であり、実際の仕事では、コミュニケーションがとれず、数え切れない行き違いがありました。健康な人でも職場で不適応をおこし、その結果、体の異常を訴えると就労拒否とみなされる場合もありました。祖国に帰り着いた喜びは束の間で消え失せ、厳しい現実に直面し、多くの人が苦悩しました。国は民間企業にだけ雇用をお願いせずに、言葉が不自由でも高齢でも孤児に働く意欲があれば働けるような仕事と職場を国自身の中に利潤を考慮せずに提供することはできなかったかと考えます。

7 孤児の自立と老後の不安

(1)前にも述べましたが、孤児の人達は家族を呼び寄せる費用を捻出する為、無理して仕事に就く人もいました。私が自立指導員をしたHさんなどは、足が不自由なのに、働くと言って、木材会社で働きました。残留孤児は、言葉が殆ど出来ませんから、なかなか仕事がなく、僅かにあっても低賃金で（せいぜい1ヶ月10万円程度）、人が厭がる作業しかないのが実態でした。Hさんは、木材に防腐剤を入れる仕事で、体に悪いということで、皆が厭がっている仕事につきました。自転車とバスで遠方まで通勤していました。因みに、残留孤児は車の運転免許も取れない人ばかりです。孤児が仕事をして、言葉が通じないため、指示されることが理解出来なかったり、同僚ともうまくいかず、続かない人が殆どでした。Hさんも仕事が続かず、体をこわして途中で辞めざるを得ませんでした。また、私が指導員となった勝本桂子さんは、夫や子供と帰国したのですが、夫は木材の作業員として働いていました。桂子さんは女性でもあり、家庭の事情や勿論言葉のこともあって働くことが出来ませんでした。私が指導員として行うことは、孤児の身の回りのこと殆ど全てに渡ります。本人の健康問題、住民登録の関係、団地での挨拶、ゴミの

出し方、買い物、子供の学校のこと、仕事の面接の練習、仕事についてのアドバイスなどです。それに日本語の勉強の手伝いもします。仕事の斡旋は職安に申し込んでおりました。しかし、1週間に1回くらいの訪問では大したことは出来ず、言葉の壁が厚くて、いくら孤児の人が頑張っても自立にはおぼつかない状態でした。

(2) 孤児の人達は、自立へひたすら追い立てられ、真面目に自立へ向けて歯を食いしばって頑張っても、3年後には私達指導員の手を離れて社会に放り出されます。年金額などはほんの僅かです。やっと働けた人でも退職し、老後生活に不安を持っています。帰国後、プライドをもって働こうとしていた孤児らは、何とか自立しようと頑張って、今は苦しくても、老後は周りの日本人と同様に安心して暮らせると思って頑張ったのに、年金は少額で、生活保護に頼らざるを得ない事実突き当たり、老後生活の事実どんなに失望していることでしょうか。ある原告は「働いても働かなくても、自立してもしなくても、老後は同様に、生活保護生活になる事実は、自立に向かって働いたことは無駄な骨折りだった、ストレスから病気になったりするなんて取り返しのつかない馬鹿なことをしたことになる」と激しく国の施策を批判しています。このように孤児の人達には祖国に裏切られたという憤りの気持ちがあります。国は孤児が自立したプライドも踏みにじられるような気持ちで生活保護の申請に向かわざるを得なかった苦悩に思いを巡らすことはなく、孤児の老後に何の手段も打たなかったといってもよいと思います。私達指導員は、孤児の人達が他国で苦勞してきたのだから、年金を十分に上げるべきだということを申し上げてきました。そのため、国は何とかしてくれるだろうと考えていましたが、旧厚生省でも「国は生活保護で対応を」と繰り返すだけで、問題の重要性を考えると暗い気持ちになったものでした。私達孤児に関わり、自立を支援してきた者は、孤児の人達に対し自立は素晴らしいことだと言うだけで、退職後の生活については孤児達には全く知らせませんでした。私は長く自立を支援してきたものとして、せめて孤児達に老後の不安を取り除いてあげるべきであると切に思います。

(3) 墓地の必要性

身元判明者でも郷里の墓を使うことは難しいという日本の習慣があるよう

です。郷里でさえ明らかでない未判明者は老齢になるにつれ、皆不安な気持ちを募らせています。来日後亡くなった母と夫のお骨をどうしていいかわからず、１年以上部屋に置いていた帰国者（身元判明）もいました。中国から夫のお骨を持ち帰り、将来どうすればいいのかと不安を話す残留婦人もいます。この人は「お墓を買うのは大変なお金がかかると聞いているが自分たちにはそんなお金はない、お骨をお寺に預けっぱなしでいいのでしょうか」と聞きます。県は定住させ、安定した生活を孤児たちに求めるなら、帰国後の不安のない老後という欲求の一つは墓であることを認識し、取り組むべきです。温かみのある、将来を見据えた定着促進策を示してほしいです。

８ 自立支援通訳制度について

この制度は、帰国後３年以内しか利用できません。３年を経過した人は利用できず、なにかあれば子どもに頼らざるをえず、子どもの都合が悪ければ、不自由な日本語で十分な説明もできずに用をこなさなければなりません。特に病気で受診するとき医師とのコミュニケーションがとれず、適切な治療を受けられない恐れがあります。苦労を重ね、病気の人が多いので早急に改善されることを望みます。これは２年前から、少し改善され、初診時と医者が必要と認めたときは通訳がつけられるようにはなりました。

９ 孤児と養父母の墓参りの問題

私が胸を痛めたのは、殆どの孤児の人達が生活保護でしたので、養父母に育てられた孤児とその配偶者が養父母の墓参りが出来ないということでした。もともと国が孤児らの面倒をみてやらなければならなかったのに、中国の養父母が育ててくれたのですから、せめて養父母の墓参りくらいさせてあげてもよいと思います。しかし、生活保護ではこれも出来ません。帰国後、一度も中国の土を踏んでいない人もいます。日本の鬼だから、恩知らずなのだ、中国で言われるのは私達の国の恥だと思います。孤児が無理して生活保護費の中から墓参りの費用をプールして生活することがどんなに大変なことか、国は考えてあげるべきだと思います。

10 健康について

最近重大な病気にかかる人が増えて、さらには命を落とす人がでてきています。症状が出てから受診することがほとんどで、そのときは重大な段階ま

で至っていた人もいます。今まで、病気を未然に見つけようという関係機関の配慮が不十分でした。例えば、集団検診制度などの利用を働きかけることはありませんでした。言葉が不自由で行政からの連絡も十分にいきわたらず、施策の恩恵がうけられなかった恐れもあります。現在でも集団検診制度は「知っているも、言葉が分からないから行かない」と答える人もいます。やはり関係機関の孤児への配慮が不足していたのではと思っています。

11 孤児と子供達との生活

(1) 生活指導員をしていると、残留孤児の人達から日本に定着直後から、中国に残した子供達のことを涙ながらに話し、いつどうやって呼び寄せることが出来るのかと尋ねられます。国は、中国での残留孤児の日常生活をよく理解しないで、子供達は成年だとか、同居でないとか、結婚しているとかで、国費で帰国できる範囲を出来るだけ狭くしたのです。このことは日本語学習の足をも引っ張ることにもなりました。日夜、中国の子供達を思い、学習に集中出来ない人もいたのです。孤児は、子供達を呼び寄せるために、不十分な言葉のまま、慣れない環境で大変な苦勞をすることになったのです。

(2) 挨拶程度しか出来ない人でも、日本語学習期間を早めに切り上げて就労する人もいました。私が担当したHさんのように、重い関節炎で足の曲がった人まで現場就労をし、呼び寄せの条件を作らねばなりません。子供達の来日旅費の工面をしたり、来日後の生活支援をすることは、苦しい生活費の中から捻出するのですから、本当に大変なことなのです。自立指導員としては、孤児の個人個人の状況に合わせて、もっと手厚い援助、例えば語学学習をもっと徹底してやるとか、職場環境に合わせて就労支援制度を充実させるとか、自立センターはたった8ヶ月だけではなく、いつでも気軽に行けるようにするとか、もっと孤児の立場に立った援助を十分にすることが必要だったと思います。一旦就職すると自立したと認められ、県はあまり関わらなくなりますが、これでは十分な自立など出来る筈はありませんでした。

12 子女の教育について

国は日本語指導等に対応した教員の加配、中国語の分かる教育関係者の派遣等の政策を実施しているといいますが、実際に行われたとは聞いていません。子女が入学した当該校、特に担任教師がすべてを担っていたといえます。

教育相談については時には自立指導員が代わって行きました。言葉が通じず、子どもも学校も多くの悩みをかかえていたはずですが。

鹿児島市の明和小学校に日本語教室があり、希望すれば1週間に数日通って学習することはできましたが、往復の交通費は自己負担だったため、子どもが多かったり、遠方に住む場合は通うのを断念せざるを得ませんでした。言葉習得の遅れは学習の遅れとなり、さらに帰国子女への無理解といじめなどの原因にもなったでしょう。学校で不適応を起こしたりすると、親世代の悩みにもなりました。

13 孤児と地域との関係

国は「適度の集合、適度な分散」という方針の下で、都会志向が強い帰国者の意思を無視し、日本の各地に分散して定着させる形を取りました。そして、地域の人との交流を促し、その地域に定着させようとしたのです。これはいい考えだと当初は思っていました。しかし、これを成功させるには、十分な地域への取り組みと帰国者への言葉の指導、文化指導など、きめ細かな支援が必要だったと思います。繰り返し述べましたように、私達指導員が1週間に1回程度訪問して支援するのは限度がありました。しかも僅か3年くらいではとても十分な支援は出来ませんでした。孤児達は高齢になり、言葉が不自由で、文化習慣が違うため、地域の人達との交流は国が考えていた以上に困難なものでした。その結果、孤児達は地域に溶け込めず、寂しい中で中国語しかできない状態で生活しているのが実情なのです。情報があふれているこの日本で、情報は十分にえられず、日本での生活が楽しめないでいます。孤児の家族は、一世世代ばかりでなく、二世世代でも「友人がいない、出来ない」と寂しさを口にする人もいます。言葉の壁は予想以上に厳しく、日本人としての生活が出来ないでいるのです。

14 身元引受人について

国は、親・親族の代わりということで身元引受人を斡旋しました。私も、勝本桂子さん（自立指導員も兼ねる）と豊田潔美さんの身元引受人をしました。しかし、孤児の中には私達の仕事の中身が分からないと不満を漏らす人もいました。また、身元引受人は、中国語の出来る、出来ないは求められず、実際には出来ない人が殆どだったので、孤児にとって初めて親しく接する筈

の日本人であっても、意思の疎通、心の交流がどの程度できたか疑問です。法律で親代わりを求めた制度には無理があり、限界があったのです。私は、中国語がある程度話せたので、私なりに頑張りましたが、十分に行き届いた世話まではとても出来ませんでした。

15 孤児に対する日本人の理解について

鹿児島在住の残留孤児が定着し始めてからもうすぐ20年になりますが、孤児について理解を広める普及啓発活動はかなり不十分です。中国帰国者等援護協会などが行った餃子交流会、みかん狩り交流会など重要な役目を持った活動ではありますが、実際は、関係機関及び身元引受人、自立指導員など一部のひととの交流会で、一般市民の参加はきわめて少ない交流会に終わりました。

行政は、戦中、戦後は皆苦勞したのだから帰国者だけが戦争被害者ではない、被害者意識は捨てて帰国後も一生懸命働くよう指導しました。孤児の歴史をどんな形にしろ、取り上げようというムードはありませんでした。それは自立の妨げになると考えられていたようです。

私は孤児の歴史を知れば知るほど、それがいかに過酷な行政の考えであったかと考えざるを得ません。もっとたくさんのねぎらいの言葉をかけるべきだったと思っています。最初から、行政が歴史的な背景や中国での生活をもっと市民に広く知らせていたら周囲はより優しく接していたかもしれません。また、今、学校で孫世代にも問題が起こっています。学校に通う孫たちが、一世世代と外で言葉を交わすことを避けています。中国帰国者だと分かり特別な目で見られ、いじめの対象となることを恐れています。理解普及活動が不十分なことの現れです。帰国者であることに引け目を感じることは孤児にとって自分の根底を否定されていることになります。自分の責任で中国に残ったわけではないのに。

16 最後に

こうして振り返って整理してみると、孤児は夢見た祖国から、あらゆる面でも人間として大切に扱われてこなかったことが分かります。多くの国民は孤児の訴えを支持しています。孤児の苦難は戦後の全国民が等しく受忍すべきものと同じだという言い方はあまりに残酷です。自分では身に覚えはないの

に、何の責任もないのに、日本人という重荷を背負わされて中国社会で生きてきました。身も心も不利益という言葉では言い表せない大きな傷を負っています。孤児の半数が自分が誰であるか分からないのです。これは不利益ではなく、最大の不幸です。日本で生きていた国民は日本の戦後の繁栄の恩恵を受け、今、年金をもらい、束縛を受けることなく割り豊かな老後を送っています。戦争被害は日本でも中国でも同様だったと仮定しても戦後の人生は日本と中国とそれぞれに生きた人はかけ離れていることは孤児を見ればいわずとも分かります。多くの国民はそれを理解するもっと温かい心を持っているはずです。大阪の裁判の判決の後、新聞の多くは国の政策の不充分さを指摘しましたし、孤児の困難に理解を示す多くの投書があったことからそれはわかります。

祖国に帰って来てよかったと言える老後を孤児にどうか与えてください。彼らの人生にもう多くの時間は残されていません。

孤児の人達にもうこれ以上国が冷淡な態度を取り続けることがないよう、裁判官の皆さんは判断を示してください。』

残留孤児訴訟の提起にむけた動きが全国でも鹿児島でも進む中、2003年8月4日朝日新聞（鹿児島県版）は「（議あり！）山下千尋さん 大地の子らを支援する会代表／鹿児島」として山下さんを紹介している。

『中国残留孤児への日本政府の支援は不十分だとして、県内の残留孤児約20人が国を相手に損害賠償訴訟を鹿児島地裁に起こす予定だ。「支援する会」の唯一の会員として、裁判を後押ししている。

昨年12月、約600人の孤児が加わった東京地裁への提訴をきっかけに、京都や広島、福岡にも同様の動きがある。

孤児たちは、どんな辛苦をなめてきたのか。

「敗戦前後の混乱の中で日本に捨てられた。その後も冷戦に翻弄（ほんろう）され、日本への帰国の願いはかなわなかった。帰国後の生活支援策もお粗末。彼らは3度も祖国に裏切られたのです」

九大を卒業後、鹿児島市の中国語学校で学んでいた。83年、日本語講師に

ならないかと誘われた。市が残留孤児と家族を対象に開いた日本語教室で教えた。

初めて孤児の存在を知った。

幼い時に「日本鬼子」といじめられた人。文化大革命期に「日本帝国主義の手先」と批判された人。進学や就職で差別を受けた人。零下40度にもなる真冬、養父母に屋外に出されて凍傷で指をなくした男性孤児の手も見た。

「すべてが私の常識から離れていた。戦争は知っていた。でも、日本が高度経済成長にひたっている時、こんなにも深く戦争を刻みながら生きてきた人がいた。そのことが信じられなかった」

残留孤児の日本への帰国は72年から始まった。03年1月1日現在、日本全国で2457人が暮らす。県内在住は41人。残留婦人や家族も含めると639人になる。

90年には「県中国帰国者等援護協力会」で自立指導員になった。買い物の仕方、ごみの出し方、切符の買い方など、日本の生活習慣を教え、就職の世話もした。

だが、多くが中高年で帰国のため、日本語がままならない。中国でのキャリアを生かしきれない人が目立つ。就職口が少なく、定年までの勤続年数も短いため、十分な額の厚生年金を受けられず、生活保護に頼る人もいる。国の言う「自立」は程遠い状況だ。

その生活保護も中国への一時帰国の間は支給されない。「養父母が入院したが、中国に帰れない」という相談は後を絶たない。

「中国に残ったのは孤児の意味ではない。生活保護ではなく、別の形の援助が必要だ」

裁判では1人当たり3千万円の損害賠償と、日本政府への謝罪を求める予定だ。

6月には裁判に備え、「提訴する『大地の子』らの話を聞く会」を企画した。当初、孤児らに話をしてほしいと依頼しても断られ続けた。「多くの人に孤児のことを知ってほしい」という思いで頼み込んだ。

「話すことで孤児自身が自分の人生に意味を見だし、生き生きとしていた。話す側、聞く側の双方に意味があった」

9月にも、「話を聞く会」を計画している。「話したい」と申し出る孤児が出てきた。

「少しでも興味がある人なら大歓迎。1回でもいい。足を運んでください」終戦から58年の夏。孤児とともに新たな一步を踏み出したばかりだ。』

（３）「かごしま孤児を支える会」の活動

上に紹介した朝日新聞記事の中で山下さんは「大地の子らを支援する会」代表という肩書きで紹介され、『「支援する会」の唯一の会員として、裁判を後押ししている。』と書かれている。2003年8月の鹿児島国賠訴訟の提訴前の段階では、山下さんがたった一人で「支援する会」を立ち上げていた。

私（小栗）は、「中国残留日本人孤児」国家賠償請求訴訟・鹿児島弁護団の副団長を努めることになった森雅美弁護士と打ち合わせて、この訴訟を支えるために市民による支援組織をつくろうと考えていた。そこで、この記事を読んで、すでに何回か会っていた「鹿児島県中国帰国者団結会」代表の鬼塚建一郎さんに紹介してもらい、山下さんに連絡をとった。「支援する会」をより広範な市民の参加できるものにしようと山下さんと話し合っ、「孤児を支える会」をつくって訴訟支援などの活動をしていこうということになった。形の上では、「かごしま孤児を支える会」は山下さんが一人で始めた「大地の子らを支援する会」の発展した組織ということになる。会の申し合わせ事項（2003年8月15日付）は、以下のことを定めた。

『 1 趣旨

孤児たちは自分の意思で中国に残ったわけではありません。1972年によくやく日中の国交は回復しましたが、肉親捜しの訪日調査が始まったのは、1981年でした。永住帰国が本格化したのは1986年であり、実に40年以上も待たされたのです。

しかし、母国・日本にやっと帰国した「孤児」たちに対する援護施策は、不十分で、人として生きるにはほど遠いものでした。自立支援政策は高齢の孤児にとっては厳しく、老後は生活保護に頼るしかない状況におかれ、すでに「老孤児」の70%が生活保護を受けています。

鹿児島島の孤児たちは、全国の孤児とともに、国の政策の過ちを認めさせ、謝罪を勝ち取り、恒久対策を実現させるために、この度裁判を起こすに至りました。裁判には多額の費用と歳月がかかります。孤児には親戚のいない人もいます。友人も少ないのが現状です。

私たちは、国家賠償請求訴訟を孤児とともに闘うために、ここに「支える会」を結成します。

多くの人の理解と賛同をお願いします。

2 名称

この会は「鹿児島在住「中国残留孤児」国家賠償訴訟を支える会」という。略称は「かごしま孤児を支える会」とする。

3 構成

この会は県内すべての「かごしま孤児を支える会」の会員をもって構成する。

4 事務局・担当者

当分の間、次の住所に置く。

(山下さんの自宅に事務局が置かれ、その住所・電話番号・メールアドレスが記載されている。＝注・小栗)

5 運営

会は毎年1回以上会議を開催する。

6 代表

当分の間、事務局担当者が代行する。

7 会費

会費は趣旨に賛同する会員の募金による。

年会費（9月～翌年8月まで）1口2000円とする。2口以上も可です。』

「支える会」の申し合わせ事項を作成して、「かごしま孤児を支える会」が発足した。ただし、創立総会のような催しは開かなかった。正式名称は「鹿児島在住「中国残留孤児」国家賠償訴訟を支える会」だったが、支援活動の本格化とともに略称の「かごしま孤児を支える会」の名称がもっぱら使用されることになっていく。「支える会」の代表には、その後、小栗が就くことになった。会費も1口1000円でいくことになった。

「かごしま孤児を支える会」の活動はまず「中国残留日本人孤児」の存在、この訴訟の内容を市民に知ってもらうことであつた、また募金を訴える活動も進めた。県内の著名人を呼びかけ人をお願いして、チラシをつくった。そのチラシの一つが以下のようなものである（2005年夏に作成したもの）。

『「中国残留孤児」の人間回復のたたかいに支えを！



「中国残留孤児」裁判とは

鹿児島在住の「中国残留孤児」21名（現在は24名）が、2003年8月20日、国家賠償請求訴訟を鹿児島地方裁判所に提起しました。この裁判は「普通の日本人として日本の地で人間らしく生活する全人格的権利」を奪われて続けている「残留孤児」たちの人間回復のたたかいです。

あの「大地の子」のように取り残された孤児たち

敗戦ののち「孤児」たちは自分の意志で中国に残ったわけではなく、国によって置き去りにされてしまいました。1950年の国の調査でも2万2千人をこえる未帰還者がいることが明らかになっていました。しかし、敗戦後の生存状況の把握が十分になされないまま、1959年には「未帰還者に関する特別措置法」が制定され、残留孤児ほかの人々はすべて戦時死亡宣告がなされ、戸籍から抹消されました。まさに「棄民」政策といってもいいでしょう。

政府の責任を問う

日中国交回復が1972年によりやく実現し、1981年に肉親探しの訪日調査がはじまりました。そして「残留孤児」たちの帰国が本格化したのは1986年。敗戦から40年以上の歳月の後でした。「孤児」たちは、帰還事業を怠った日本政府の責任を強く指摘しています。

帰国した「孤児」たちの苦しい暮らし

日本で生活するために欠かせない日本語教育や政府の「自立支援」策も、「孤児」たちには不十分なものでした。ようやく祖国に戻ってきたものの、日本語が十分できないので、仕事も見つかりませんでした。「孤児」たちは生活保護を受けて、ようやく生計をたてる状況に置かれています。生活保護を受けているために、中国の養父母を自由に訪ねることもままなりません。お墓参りにも行けないのです。そして、多くの「孤児」たちは60歳を超える高齢になり、ますます苦しい生活を余儀なくされています。

裁判に立ち上がった「孤児」たち

そこで、「孤児」たちは、国の責任を認めさせ、真の自立のための施策を実現するために裁判に立ち上がりました。いま全国15カ所の裁判所で、「中国残留孤児訴訟」が提起されています。永住帰国した「孤児」約2500人のうち約8割の2040人あまりが訴訟に原告として加わっています。

2005年7月6日には大阪地裁ではじめて判決がだされました。残念なことに裁判所は原告の主張を認めませんでした。多くの新聞は「孤児」たちの

苦境に理解を示して、早急な解決を求める社説を發表しています。

「鹿児島・中国残留孤児訴訟」を支えるために、

原告の負担や鹿児島県弁護士会有志のカンパだけではどうしても不十分です。そこで、この人間回復のたたかいに物心両面からの支えをおねがいます。

- 1、1口1000円のカンパをおねがいます。余裕のある方は2、3口いただけるとさいわいです。
- 2、今後、鹿児島地裁で開かれる裁判への傍聴などの支援をお願いします。裁判についての情報は、メール・手紙・はがきなどでお知らせします。
- 3、「鹿児島在住「中国残留孤児」国家賠償訴訟を支える会」はいただいたカンパの管理・支出、ニュースの発行などを行います。その活動への助力・参加をお願いします。』

「かごしま孤児を支える会」は、2003年8月に始まった国家賠償請求・鹿児島訴訟の裁判傍聴を市民によびかけるとともに、街頭での署名集め・宣伝活動、各地での学習会での講演などの活動を行った。

裁判の傍聴はもっとも力を入れた活動だった。多くの帰国者家族、運動に理解を示す市民が参加した。上のビラの中に掲載された写真は、原告団が横断幕を掲げて、鹿児島地裁に入ろうとしているところを撮影したものである。

「支える会」の活動として、帰国者の話を聞く会が県内の各地でもたれた。前に引用した「鹿児島県中国帰国者団結会成立2周年の活動報告」はその活動内容を紹介している。

『(2003年) 6月7日、支える会事務局の山下千尋さんが、“提訴する大地の子らの話を聞く会”を鴨池公民館で開催しました。そこで、私たちは残留孤児のことを広く知ってもらおうと、終戦当時の避難生活、長期の中国の生活、その間の辛い苦しいこと、帰国後の言葉の問題、政府の差別政策など、多くの真実を話しました。この会の後、また鴨池公民館で2回、東

本願寺鹿児島別院での研究会、鹿児島県高等学校教職員組合の地区集会、東本願寺伊敷支院などでも話をきいてもらいました。』

また、「支える会」と原告団は「中国『残留孤児』の人間回復の闘いに支えを」というアピールの署名活動を行った。このアピールは井出孫六（作家）、坂本龍彦（ジャーナリスト）、林郁（作家）を代表として、井上ひさし、永六輔、加藤登紀子、ジェームズ三木、仲代達矢、ちばてつや、なかにし礼、三重野康（元日本銀行総裁）、森村誠一ら25人が呼びかけ人となり、全国で「100万人」署名活動が取り組まれた。鹿児島での署名活動の様子も「活動報告」からうかがえる。

『(2003年) 8月20日、鹿児島県中国残留日本人孤児国賠訴訟原告団は法律代理人弁護士諸先生と一緒に法廷へ向かいました。私たちはようやく提訴にたどり着き第一歩を踏み出しました。その後は子どもたちの勤める会社や近所の方々に署名をもらう運動を続けました。15年末までに署名総数3130人（私たちの支援団体である残留孤児を支える会と一緒に天文館で街頭署名運動した分は含まれていません）。私たち残留孤児は、鹿児島県内の支援団体と宮崎県都城市の支援団体に深く感謝と敬意を表します。とくに、宮崎県都城市岩橋辰也市長、福留一郎議長、岩切正一市議員、来住新平日中友好協会都城支部長へ厚くお礼申し上げます。両県の支援団体の署名は4000人以上で、たくさんのカンパも寄せられました。平成14年度と15年度合計して署名は1万人筆以上にのぼりました。』

この「100万人署名」運動によって集められた署名は全国連絡会を通じて、集約された。最終的には103万8848筆に達し、その目標を達成した。⁽⁶⁾

また「支える会」はその活動を伝えるニュースを年に1～2回発行した。裁判がはじまると、裁判日程を知らせるはがきもしばしば出された。その一部を紹介する。2004年5月12日付けの第3号である。なお、ニュースでは「公判」と書かれているが、「残留日本人孤児訴訟」は民事訴訟なので、正確には「口頭弁論」である。

『「かごしま孤児を支える会」ニュース 3号

春の花々の競演が一段落し、若葉の季節となりました。

※第3回公判は5月19日（木）10時30分より1時間ほど。

ぜひ、多数の傍聴を！

前回の公判では残念ながら空席が目立ち、弁護団からも裁判への影響を危惧する声がありました。多くの方が傍聴に来てくださるよう、よろしくお願いします。

今回は、身元未判明孤児の福山光子さんと高橋達雄さんが陳述する予定です。二人とも養父母と出会った当時のことは記憶にあります。自分の名前など身元につながることは覚えていません。高橋さんの養父は、文革時、日本人の子を育てたと批判され、下放されて重病を得ながらも終生優しかったそうです。帰国後、一度も中国を訪れたことはなく、養父の墓参りにも自由に行けない境遇を嘆いています。誰に遠慮もなく墓参りできるような老後を望むのは当然のことでしょう。

※今回は国の反論があるかもしれません。

国は一人ひとりに対して、具体的に、いつ、どんな損害を受けたか、いつ、どんな形で帰国させるべきだったか、などを釈明するよう、主張しています。弁護団は、一人ひとりではなく、全体として早期帰国させるべきだった、損害についても、全体として損害を受けており、日本人として「生きる権利」（憲法）を阻害されたと主張しています（全国の裁判でも同じ）。今回は、弁護側はその証拠を提出し、国側は反論する予定です。

別件ですが、一人でも希望があれば、話に行きます。

4月24日国分市で“話を聞く会”を開きました。参加者は少ないでしたが、熱心に聴いてもらい、“まだアピールが足りない”など貴重な指摘をもらいました。原告団と支える会では、声をかけてくだされば、一人でも、いつでも、どこでも出かけていきます。謝礼は要りません。よろしくお願いします。

（「かごしま孤児を支える会」事務局 山下 千尋）』

ニュース5号は2004年10月10日に発行されている。このニュースを読むと、会の発足以来、一年間の活動が記されている。裁判傍聴、街頭署名、講演会への講師活動などさまざまな活動を会がしていたことがわかる。

『「かごしま孤児を支える会」ニュース5号』

1年前に数人で始めました「かごしま孤児を支える会」は、皆様の励ましとご協力により、その輪は少しずつ大きくなりました。原告の孤児たちが、今、「支える会の存在を誇りにし、心強く思っている」（5月の中国帰国者団結会総会より）ことに励まされ、さらに彼らの力になれるよう、皆様と一緒に考え、活動していきたいと決意を新たにしているところです。

2年目が始めました「かごしま孤児を支える会」の輪が、もっともっと大きくなりますように、事務局もがんばりますので、引き続き、ご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

今回の、ニュース5号は、当面の活動予定、裁判のポイント、1年間の活動報告などを載せました。お読みになってご意見などありましたらお寄せください。

当面の活動

10月4日（月）全国統一行動に併せて、街頭（天文館）で孤児問題への理解と支援を求めて、宣伝活動（ビラ配布、署名、カンパ）を行いました。

10月27日（水）第5回公判 10時30分より鹿児島地裁で中村和子さんと宮坂玉慧さんが陳述する予定です。二人とも身元は未判明です。

中村さんにはにこにこして、肝っ玉母さんのような感じの人ですが、最後の養父に出会うまで苦しい子ども時代を過し、足の指は凍傷のため変型しています。自分の名前を、中国の中、村落の村、平和の和から作りました。多くの方が傍聴して下さるようよろしくお願いします。

11月15日（月）午後6時より 今後の活動を話し合う会（於県弁護士会館2F）

どなたでも参加できます。これからどのように活動していくかを話し合い

ます。

裁判のポイント

支える会会長の小栗実さん（鹿児島大学法文学部教授）に裁判のポイントを書いていただきました。

中国残留孤児の「人間回復」のたたかい

15年戦争下、中国に取り残され、中国の養親に育てられたのち、日本に帰国した「残留孤児」たち。その後、彼らを待っていたものは簡単な日本語の教育支援を受けたものの、日本語も話せず、職もなかなか見つからず、生活保護に頼る生活だった。そこで、彼らは、国の責任を問う裁判を全国で提起した。問われるべき国の責任は、いわば「棄民政策」にある。

- ① 国策による満州への移民を推し進めたこと、
- ② 敗戦直後、軍人とちがって民間人については十分な身元確認がなされず、中国にそのまま放置されたこと、
- ③ 1959年には、まだ中国に残っている日本人がいることが予測されていたのに特別措置法により「戦時死亡宣告」され抹消されたこと、
- ④ 身元調査、帰国および定着措置がただちになされなかったこと、
- ⑤ 日本に帰国した後も十分な支援が得られず日本国民としてのあたりまえの暮らしができない状況におかれていることなどが「棄民政策」として批判されている。

鹿児島地裁の裁判は、現在、4回の弁論が開催された。被告＝国側は原告が主張する「日本人として日本人らしく生きる権利」が法的にはっきりしないと主張し、原告側弁護団はそれに対する再反論を準備している。法廷では、原告の「残留孤児」たちがたどたどしい日本語で、あるいは中国語で、戦争直後の様子、中国での生活、現在の困難な状況を語っている。

この裁判を、「残留孤児」たちは「人間回復」のたたかいとして位置付ける。まさに幸福追求権、生存権の実現をめざす憲法裁判である。ぜひ、この裁判への支援をおねがいしたい。

■ 1年間の活動報告（原告団と共に行った活動。以下、人名は敬称略）

- 03年 9月26日 「強制連行を考える会」（於東本願寺別院）で報告
9月27日 「中国残留孤児たちの話を聞く会」（於鴨池公民館）
高橋、美濃部、河野 語る
- 10月 「高教組鹿児島地区教育研究会集会」（於玉竜高校）で、報告
- 12月20日 第1回街頭署名活動（於天文館）
- 04年 1月23日 第1回公判（鬼塚、仁福 陳述）
31日 第2回街頭署名活動（於天文館）
- 3月8日 日中友好協会都城支部の招きで、都城市役所他5団体を訪問し、署名とカンパのお礼と現状報告をする
20日 東本願寺伊敷支院で報告
- 3月26日 第2回公判（美濃部 陳述）
- 4月24日 「中国残留孤児たちの話を聞く会」（於国分市）
高橋、仁福、鬼塚 語る
- 5月5日 「中国帰国者団結会」結成2周年の総会（於弁護士会館）
故野村浩志弁護士のお宅へ弔間に行く
13日 部落解放全九州研究集会の分科会で 鬼塚 報告
19日 第3回公判（福山 陳述）
- 7月3日 「中国残留孤児問題学習会」（於西本願寺別院）
宮坂、仁福、美濃部 高橋 語る
23日 第3回街頭署名活動（於天文館）
24日 「あらゆる差別を考える集会」（於東本願寺）で報告
- 8月18日 第4回公判（高橋、武岡 陳述）
21日 「平和のための戦争展」 語り部として報告

最後に～お願い～

◎ 2年目も続けて原告孤児たちを支援して下さいますようよろしくよろしく願います。

原告孤児たちは裁判費用として月々一人5000円を払っています。これは大きな負担となっており、追加提訴に加わる孤児がない大きな理由にもなっています。こうした事情をご理解いただき、ご支援をお願いします。

◎ 孤児たちの話を聞きたい、話したいという人がいたらご連絡ください。出かけていきます。謝礼はいりません。』

2005年に入ると、全国の地裁では審理が進んで、判決が出る裁判所がでてきた。その第一陣が大阪地裁だった。「中国残留日本人孤児」訴訟の全国での最初の判決だったから、その判決の行方が注目された。6月19日には「支える会」では、「県民のみなさんへの訴え」を発表するとともに、大阪地裁の大鷹一郎裁判長あてに「中国残留孤児訴訟で正義の判決をおねがいします！」と題した要請文を送付した。弁護士・原告団も連名で「中国残留孤児国家賠償訴訟につきまして」と題するアピールを発表した。

『県民のみなさんへの訴え』

中国残留日本人孤児国家賠償請求訴訟は、いま全国14箇所の地方裁判所で裁判が起こされ、原告2034人が原告となって、「残留孤児」たちに何もしてこなかった国の不作為が違法であることを訴えています。その中で、大阪地方裁判所では、今年3月25日に結審し、7月6日に判決が出ることになりました。全国の裁判の中でもっとも早い判決になる予定です。

県民のみなさん！

今回の裁判は、長い間被害を受けてきた私たち中国残留孤児が国家を訴えている裁判です。国家の政策で「孤児」たちの命が奪われ、人権が侵害され、生活が被害を受けてきました。国の政策で帰国が遅れ、日本語もできず、年金も十分には支給されていないのが現状です。そして、いま「孤児」たちは高齢期を向かえ、病気・介護などの問題をみんなが抱えています。

そこで私たち中国残留孤児は、ただ損害賠償を求めるためだけでなく、私たちの人権と人間性の回復を求め、普通の日本人と同じような生活をした

い、と裁判にふみきりました。

最近、多くの国民が、国の少子化を心配して繰り返し「子どもは国の宝もの」であると発言しています。この明確なことわざは人類の発展の真理をもっとも明確に語った言葉です。60年前のあの戦争の惨禍の中で、まだ生きていた日本人の子どもたち1万人以上が親と離れ離れになりました。しかし、わが国の政府は救援の施策をとらず、中国の大地に放置され、捨てられました。そして1959年には中国に取り残された子どもたちは生死不明のまま「戦時死亡宣告」をうけ、戸籍上から抹消されました。政府はいったい何を考えていたのでしょうか？

今回の大阪地裁の判決は、全国最初の判決であり、この国の未来に希望と夢をもたらす、はっきりとした展望を示すのか、それとも暗い将来の道になってしまうのが問われています。大阪地裁の裁判官の英知により正義になかった公正な判決がもたらされるならば「孤児」たちだけではなく、多くの国民の願いがかなうでしょう。すべての国民が納得できる判決をぜひ願います。

国の政策により被害を受けた中国残留孤児訴訟にどうか力を貸してください。「孤児」たちの今後について明るい展望をもたらし、日本の明るい未来を示す正義の判決がもたらされるよう県民のみなさん支援してください。』

しかし、残念なことに、大阪地裁は原告の請求を棄却する判決を2005年7月6日に出した。

「かごしま孤児を支える会ニュース」6号は2006年10月15日付けで発行されている。裁判がはじまって1年2ヶ月を経過し、裁判は主張の整理から証拠調べに入ってきた。原告＝「残留日本人孤児」側からは山下千尋さんがまず証言にたち、「残留日本人孤児」の置かれている現状について証言した。その後、原告本人の証人調べも始まった。この法廷では、裁判過程のすべてにわたってではないが、一部について弁護団の用意した翻訳機器を傍聴者とくに日本語を理

解できない「残留日本人孤児」が使用することが認められた。原告団・弁護団が依頼した通訳（この方も帰国者）が日本語を中国語に翻訳して、イヤホーンを通じて、傍聴していた「残留日本人孤児」に伝えた。しかし、12月21日の第12回口頭弁論では原告団長の鬼塚さんが日本語で尋問に答えた。弁護側は傍聴席の原告のために中国語への通訳を裁判官に求めたが拒否されている。

専門家の証言としては、元朝日新聞社記者で、中国残留日本人孤児問題に詳しく、著書もある井出孫六さんが東京地裁ほかと同様に鹿児島地裁でも証人として証言した。その第一回は2006年7月19日に行われた。主に原告側弁護人による主尋問が行われた。10月20日に第二回の井出孫六証人の証言が予定されていたが、井出さんの体調のため、延期となった。結局、井出孫六さんの証人尋問第2回は12月20日に行われた。主に国側代理人による反対尋問であった。

『「かごしま孤児を支える会」ニュース6号

緊急のお知らせ

(1) 10月20日に予定されていた第17回公判は12月20日（水）13時30分に延期となりました。証人の井出孫六氏の体調不良のためです。国側の尋問が行われる予定です。

(2) 証言集の発刊（詳細は裏に）

多くの方々のご協力とご支援により半年あまりの期間をかけてこの10月末に中国「残留孤児」証言集『二つの祖国に生きて～「落葉帰根」の願い』を出版できるところまでこぎつけました。しかし当初の予定よりページ数が増えた結果、費用がかさみ20万円ほどの赤字となりました。お願いばかりで誠に恐縮ですが、出版資金への至急のカンパをお願いすることにしました。ご協力をいただける方はよろしくお願いします。

一、今後の裁判の見通し

全国15の地裁で進行中の中国「残留孤児」訴訟はこれからいよいよ最終段階になります。全国的には、12月1日に神戸地裁で、来年1月30日に東京地裁で判決が出される見通しです。鹿児島地裁では12月結審の予定でしたが、10月の公判が延期されたため、来春結審となるでしょう。

以上のように、これから来春にかけて非常に重大な局面を迎えます。これから来春にかけての裁判において昨年の7月6日の大阪地裁の不当判決を覆して、政府の責任を明確にさせた判決をなんとしても勝ち取るために、全力で闘っていかねばなりません。裁判の勝利と帰国者問題の全面解決へ向けて強力な世論を巻き起こしていかなければなりません。更にいっそうのご理解と励ましで原告を支えてくださるよう、お願いします。

二、この一年間の裁判状況と「支える会」の主な活動報告

05年11月2日 第11回公判 山下への証人尋問

12月21日 第12回公判 原告本人への証人尋問。原告団長の鬼塚さんが日本語で尋問に答えた。弁護側は傍聴席の原告達のために中国語への通訳を裁判官に求めたが拒否される

06年2月22日 第13回公判 原告本人への証人尋問

3月2日 原告達の証言を記録集にしようと第1回の検討会を開く

4月22日 鹿児島市サンエールで“中国「残留孤児」の話を開く会”を開く

5月31日 第14回公判 原告本人への証人尋問

6月11日 天文館で東京地裁結審への支援を訴えて2000枚のチラシを配布

7月19日 第15回公判 井出孫六氏の証言と原告本人への証人尋問

9月13日 第16回公判 原告本人への証人尋問

○裁判の傍聴活動

原告達に混じって毎回かなりの数の支援者の姿があります。その熱意に原告達はどんなにか励まされていることでしょう。ありがとうございます。今後ともよろしくお願いします。

○署名活動

結審へ向けて、全国各地で「裁判官へ公正な裁判を求める署名」活動が進んでいます。鹿児島でも2万筆を目標に取り組んでいます。ご協力いただける方は同封の署名用紙をご利用ください。

○証言集発刊のための準備委員会としての活動

三、この１年間の公判を傍聴して見えたこと、思ったこと

(山下記)

１、中国での日本人孤児の存在

中国側は戦後すぐの時点ですでに調査を行い日本人孤児の存在を把握していました。したがって日本政府の対応如何によっては孤児達は国交回復前でも帰国できたとと言えます。

２、言葉の壁

言葉には話す人の感情がこもっています。通訳を介すると、原告の思いはどうしても十分に伝わらない恐れがあります。裁判官はどこまで深く理解できるのか、広く温かい心で受け止めて欲しいと強く感じました。

３、帰国の意思

国側は原告に「早期に帰国の意思があったかどうか」を執念深く尋ね、多くの原告に「その時期には帰国の意思がなかった」と言わせています。しかし老いた養父母をそのままにして帰国することは人間としてできません。帰国希望はあっても帰国できる条件が整っていなかったのです。

４、貧しかったと言うけれど

国側は「貧しかったと言うけれど、あなたは（何かを）食べて働いて生きてきていますね」と原告に言います。「教育も受けられず医者にもかかれなかった、飢えなかつただけ」ともらすそんな原告達の過去の生活に対してなんと冷酷な言葉でしょう。少なくとも人間が言える言葉ではないと思います。

まだ他にも国側の尋問には驚きあきれることが多くありました。傍聴席から「ちょっと待って！」何度叫びだしたかったかしれません。原告達は緊張しており、国側の尋問の裏を見通すことができず、不利になるかもしれない質問に素直に反応していました。裁判官はそんなやり取りをどういうふうを受け止めたのでしょうか。

鹿兒島・中国「残留孤児」証言集

『二つの祖国に生きて～「落葉帰根」の願い～』

3月から支援者有志により証言集発刊のための準備委員会を立ち上げ、検討を重ねてきました。今最後の仕上げをしているところです。原告24人全員を含め26人の証言を収めることができました。証言集のサブタイトルとなっている「落葉帰根」とは、中国の諺で、“落ちた葉はその木の根元に帰る”という意味で、異国で半世紀を生き抜いた孤児たちの祖国への思いを表しています。

B5の大きさと価格は500円となりました。

(かごしま孤児を支える会事務局・山下千尋)』

このニュース6号にでてくる証言集づくりも「かごしま孤児を支える会」の大きな活動になった。「残留日本人孤児」の生の声を伝え、その普及を通じて、残留孤児訴訟を広く県民に知ってもらおうという意図で作成された。鹿児島・中国「残留孤児」証言集『二つの祖国に生きて～「落葉帰根」の願い～』は、2000部が印刷され、2006年10月に発行された。

「はじめに」で、証言集発行の意義について私がかかせてもらった。⁽⁷⁾

『この証言集は、1945年夏、敗戦によって、中国東北部で家族と離ればなれになり、その後「中国人」としての人生を余儀なくされていった「中国残留孤児」達の心からの叫びを記録しよう、と、「残留孤児」の証言を集めたものである。

全国の「残留孤児」達が裁判に立ち上がるのに呼応して、鹿児島でも21人(提訴当時。現在は24人)が国の責任を追及して提訴した。原告となった人達は敗戦以降の自分の置かれてきた立場にそれぞれの思いをこめて、自分たちを見捨てた「祖国」を告発した。この証言集から、国の「棄民政策」がいかにつらく、苦しい生活を余儀なくさせていったのかを私達は知ることができる。

「祖国」の過去を告発すると同時に、この証言集は、わが「祖国」の進むべき未来への希望を語っている。「残留孤児」の中には、中国の養父母母に大切に育てられた人も多い。生まれた「祖国」と、育てられた「もう一つの祖国」。幾多の苦難を体験した「残留孤児」の叫びが、今後は二つの「祖国」さらにアジアと日本の平和な関係を創っていく「礎」とされる必要がある。私たち

の国はかつてのようにアジアに覇権を求めることはもはや許されない。アジアの諸国といかに平和で友好的な相互理解の関係をつくっていけるのかに日本の未来がかかっている。そのためにも、戦争から60年が経過しようとしている今、「孤児」達の叫びを聞くことの意味は大きい。』

この証言集には26人の帰国者の証言が載っている。鬼塚建一郎、勝本桂子、金田豊久、上須田伸一郎、河野淳二、坂井幸子、坂口求、迫満州男、澄川桂、高橋達男、武岡麗子、田代麗子、豊田潔美、中島聖泰、中村和子、長田京子、仁福和雄、福山光子、松江長吉、美濃部キクエ、宮坂玉慧、盛田敏幸、盛田良志、山下ノリ子、吉岡清、依田照子のみなさんである。いずれも深刻な戦争体験を語り、中国人の子どもとして育てられた彼の地での暮らし、帰国してから普通の日本人として暮らすにあたっての疎外された体験を生々しく語っている。この証言集の普及活動は、「残留日本人孤児」の存在とその現状を知ってもらうことにおおいに役立った。

註

- (1) 新支援法制定に至る経過については、中国「残留孤児」国家賠償請求訴訟弁護団全国連絡会編『政策形成訴訟 中国「残留孤児」の尊厳を求めた裁判と新支援策実現の軌跡』（発行・小野寺協同法律事務所、2009年11月）が詳しい。
- (2) 厚生労働省援護局のHP（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/engo/seido02/index.html>）から引用した。「孤児」とは当時13歳未満で、両親、兄弟姉妹と生別又は死別し孤児となって中国人に引き取られ、自己の身元を知らないまま今日を迎えた日本国民を指し、「中国残留婦人等」とは中国人の妻となるなどして中国に留まった婦人等を指す。「中国残留邦人」はその総称である。
- (3) 前掲、『政策形成訴訟』40頁。
- (4) 城戸久江『戦争から遠く離れて』（情報センター出版局・2007年）352頁以下に、この本の主人公であり、同じように残留孤児であった城戸幹さんと池田さんの中国での出会いが記録されている。
- (5) 高橋達男さん、宮坂玉慧さん。ともに鹿児島訴訟の原告として加わった「残

留日本人孤児」である。お二人とも身元未判明であった。

(6) 前掲、『政策形成訴訟』77頁。

(7) この証言集には、他に、『孤児』達に人並みの幸せな日々を」(稲田博・鹿児島ハルピン倶楽部世話人)、「戦後補償は国の責務」(尾寄一治・民主教育を守る県民会議会長)、「確かな歴史認識のもと 『叫び』に込めて」(鶴田恒郎・鹿児島県日中友好教職員の会会長)、「中国『残留孤児』訴訟の意義」(森雅美・弁護士)、「あとがき」(野村昭也・日中友好協会鹿児島支部支部長)、「編集後記」(山下千尋・かごしま孤児を支える会事務局)が載っている。